

建築設備

建築設備士

建築士法第20条第5項

建築士法第20条第5項(建築設備士に関すること)の運用について

平成 30 年春期部会

建築士法第20条第5項(建築設備士に関すること)の運用について

平成元年3月3日付建第466号「建築士法第20条(業務に必要な表示行為)第4項の運用について」による。

建築確認申請書においては、次の建築物を対象とする。

- (1) 不特定多数の人が利用する建築物及び児童福祉施設等の建築物で、延べ面積がおおむね3,000 m²以上のもの。
- (2) (1)以外の特殊建築物で、延べ面積がおおむね5,000 m²以上のもの。
- (3) (1)及び(2)以外の建築物で、延べ面積がおおむね8,000 m²以上のもの。
- (4) 事務所・研究所その他の建築物で、高度で複雑な設備を有し、又はエネルギーの使用の合理化対策などで、建築設備に関する専門的知識や技能を特に必要とすると思われるもの。